

個人情報保護法の改正に伴うオプトアウト手続に係る個人情報保護委員会への届出について

- オプトアウト手続により個人データを第三者提供しようとする者は、オプトアウト手続を行っていること等を個人情報保護委員会へ届け出ることが必要です。いわゆる名簿業者による個人データの不正流通対策となるものです。
- 届け出をした内容はインターネット等の方法により、公表しなければなりません。また、個人情報保護委員会においても届出に係る事項を公表します。

○オプトアウト手続とは（法第23条第2項）

第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて提供を停止することとしている場合であって、あらかじめ、以下の項目について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いた上で、本人の同意を得ることなく第三者に提供することをいいます。

- ・個人データを第三者に提供する旨
- ・提供する個人データの項目
- ・提供方法
- ・本人の求めに応じて提供を停止する旨
- ・本人の求めを受け付ける方法

○個人情報保護委員会への届出の方法

届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録したCD-Rの両方を提出

- （※1）届出書様式及び記入要領は個人情報保護委員会HPに掲載しています。
- （※2）届出書は個人情報保護委員会HPからダウンロードした届出書様式のみ受け付けます。

個人情報保護法の改正に伴うオプトアウト手続に係る個人情報保護委員会への届出について（続き）

- **主な対象者は、いわゆる名簿業者です。**名簿業者以外の事業者が届出が必要となるかは個別の判断となりますが、以下のような場合、法第23条第2項に基づくオプトアウト手続を行う必要はありません。

✓ 本人から同意を得ている場合

- 【事例1】：本人からの同意する旨の口頭による意思表示
- 【事例2】：本人からの同意する旨の書面（電磁的記録を含む。）の受領
- 【事例3】：本人による同意する旨の確認欄へのチェック
- 【事例4】：自治会又は同窓会の会員名簿を作成する場合に「名簿に掲載される会員に対して配布するため」と伝えた上で任意で個人情報を提出してもらった時
- 【事例5】：有効な約款に同意条項がある場合
- 【事例6】：本人から取引の媒介を委託された事業者が、相手先の候補となる複数の事業者に、必要な範囲の情報を提供する場合

✓ 個人データに該当しない個人情報を第三者提供する場合

「個人データ」とは、「個人情報データベース等」（※3）を構成する個人情報をいいます。

（※3）「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人情報を含む情報の集合物等をいいます。また、コンピュータを用いていない場合であっても、紙面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音順等）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものも該当します。

【事例】：個人情報データベース等を構成する前の入力用の帳票等に記載されている個人情報

✓ 業務の委託、事業の承継、共同利用を行う場合

- 【事例1】：データの打ち込み等、情報処理を委託するために個人データを提供する場合
- 【事例2】：グループ企業で総合的なサービスを提供する為に取得時の利用目的の範囲内で情報を共同利用する場合

ご質問、ご相談があれば以下までご連絡ください。

個人情報保護法相談ダイヤル 電話：03-6457-9849 受付時間：土日祝日及び年末年始を除く 9:30～17:30